

市民会議全体会「自治基本条例をもっと知ろう」(7月29日) 説明の役割分担

頁	内容	担当
1	自治基本条例とは	
2	なぜ自治基本条例が必要なの？	
3	自治基本条例分科会における検討①	
4	アンケート「条例の全体像をみんなで考えよう」	
5	自治基本条例分科会における検討②	
6	こんな条例にしていこう(条例の表現・策定プロセス・推進体制)	
7	自治基本条例の構成	
8	前文	
9	第1条(目的)	
10	第2条(用語)①	
11	第2条(用語)②	
12	第3条(条例の位置づけ)	
13	つまり・・・	
14	こんな条例にしていこう(参画と協働・情報共有・相互連携)	
15	第4章(まちづくりの基本原則)	
16	こんな条例にしていこう(市民・事業者に期待すること)	
17	第5条(市民の権利)	
18	第6条(子どものまちづくりに参加する権利)	
19	第7条(市民の役割・責務)	
20	第8条(事業者の役割・責務)	
21	こんな条例にしていこう(議会・議員に期待すること)	
22	第9条(議会の役割・責務)	
23	第10条(議員の役割・責務)	
24	こんな条例にしていこう(行政に期待すること)	
25	第11条(市長の役割・責務)・第12条(職員の役割・責務)	
26	第13条(参画機会の保障)	
27	第14条(住民投票)	
28	第15条(協働の推進)	
29	こんな条例にしていこう(地域自治)	
30	第16条(地域内分権の推進)	
31	第17条(まちづくり協議会)	
32	まる・さんかく・しかくの法則	
33	第18条(地域計画)	
34	第19条(活動の支援・育成)	
35	こんな条例にしていこう(市政運営)	
36	第20条(市政運営の基本原則)	
37	第21条(総合計画の策定等)	
38	第22条(危機管理)	
39	第23条(他の自治体等との連携・協力)	
40	第24条(条例の見直し)	
41	自治基本条例の素案を市民会議で練り上げた意義	
42	条例を広めていこう・活用していこう	
43	エンディング	

